

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日法律第四十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。